

長野県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、長野県建設部が発注する工事において、「CCUS 活用工事」の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- CCUS : 運営主体として（一財）建設業振興基金が行う技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積するシステム
- 技能者 : 元請事業者及び下請事業者の現場従事者(一人親方を含む)
- CCUS 技能者 : 技能者のうち、CCUS に本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する利用者
- カードリーダー : CCUS 技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末
- 現場利用料 : CCUS 技能者の就業履歴情報の登録(カードタッチ)ごとに発生する料金

(対象工事)

第3条 長野県建設部が発注する工事、又は発注済み工事のうち、受発注者間協議により、本試行要領に基づき活用することに合意した工事を対象とする。但し、以下の工事を除く。

- (1)災害復旧など緊急性を要する工事（査定で認められている場合は除く）
- (2)工期が著しく短い工事
- (3)その他の事由により、発注者が CCUS を活用できないと判断する工事

(受発注者協議)

第4条 CCUS 活用工事は、契約締結後、受注者の希望により CCUS を活用する受注者希望型とする。

- 2 発注者は、工事の発注にあたり、特記仕様書に CCUS の活用に関する事項を記載する。
- 3 受注者は、契約の締結後、CCUS 活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。
- 4 発注済み工事で令和5年5月1日以降も施工中であるものについては、発注者は受注者に対して対象工事であることを通知し、受注者は CCUS 活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。

(実施内容)

第5条 受注者は、CCUS 活用工事として、以下の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
①事業者情報登録	元請事業者及び下請事業者（CCUS 技能者が所属する事業者）の事業者の登録
②現場・契約情報登録	当該工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録
③技能者情報登録	1名以上の技能者の登録
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、CCUS 技能者の就業履歴情報の登録（蓄積）を30人日分（30回カードタッチ）以上の登録

既に事業者情報登録や技能者情報登録が完了している場合は基準をみたしているものとする。

2 受注者は、CCUS の活用にあたっては、（一財）建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

（実施状況の確認）

第6条 受注者は、工事完成時に、第5条に掲げる CCUS 活用工事の実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認（提出）書類の例
①事業者情報登録	登録完了メール（写し）、就業履歴一覧表
②現場・契約情報登録	現場利用料の請求書（写し）
③技能者情報登録	登録完了メール（写し）、就業履歴一覧表
④就業履歴情報登録	リーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧表

（CCUS 活用に係る費用）

第7条 CCUS 活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を共通仮設費として積上げ計上（現場管理費率及び一般管理費等率の計上は対象外）し、変更契約を行うものとする。

ただし、上記の費用計上は、第5条に掲げる CCUS 活用工事において受注者が実施する項目について基準をすべて満たした場合である。

（1）カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは、認定 A P I 連携顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規または追加購入に限る。リースの場合は適用外）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

入構管理機器の OS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000 円/台(税抜)	当該工事現場に設置する数 (1工事あたり2台を上限)
iOS	30,000 円/台(税抜)	

（2）現場利用料

現場における現場利用料(カードタッチ費用)は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

付則

本要領は、令和5年5月1日から施行する。